

令和8年度 就学援助のお知らせ



上尾市では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者の方に、就学に必要な経費の一部を援助しています。

**対象者**
上尾市内にお住まいで、公立の小・中学校に通うお子さんの保護者のうち、生活保護を受給しておらず、学用品等の支払いが困難な方
※ 援助を受けるためには、所得審査により認定される必要があります。

- 対象となる経費 ※1
- ①学用品・通学用品費 ②校外活動費(林間学校、社会科見学等)
 - ④修学旅行費 ⑤新入学児童生徒学用品費 ※2 ⑥オンライン学習通信費
- ※1 各学校が集金する費用の一部の援助ですので、学校にお支払いいただいていることが前提です。
※2 入学前支給を受けた方や5月以降の申請者は、⑤新入学児童生徒学用品費の支給はありません。

- 支給対象期間
- * 申込期限までに申請し認定された方 ➡ 年度当初(4月分)から
 - * 5月以降に申請し認定された方 ➡ 申請月分から

- 支給
- * 8月(4~7月分)、12月(8~12月分)、4月(1~3月分)の年3回振込予定
 - * 認定者の状況(未納がある場合など)によっては、支給できない場合があります。

○就学援助が受けられる所得の目安

世帯人数	世帯構成(年齢)	令和7年中の世帯総所得金額	
		持家の場合	賃貸の場合
2人	母(38) 子(10)	180万程度	255万程度
3人	父(41) 母(38) 子(10)	240万程度	315万程度
4人	父(41) 母(38) 子(10・8)	290万程度	365万程度
5人	父(41) 母(38) 子(14・10・8)	345万程度	420万程度
6人	祖母(65) 父(41) 母(38) 子(14・10・8)	390万程度	465万程度

- ※ 給与所得者の場合の目安は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。
- ※ 世帯構成・年齢等の状況により異なります。また、住民登録上の世帯が別であっても同居している方がいる場合は、その方の所得も含めて審査を行います。
- ※ 目安の金額は変更になる場合があります。

○申請手続き

2月2日から上尾市役所7階学務課で受付が始まります。
なお、年度ごとの申請のため、**昨年度受給していた方も再度申請が必要です。**
同じ学校に複数のお子さんがある場合、**1枚の申請書で3名のお子さんまで申請できます。**
(小学校と中学校にお子さんがある場合は、学校別に申請書をご記入ください。)

	提出書類	
必要書類	就学援助費支給申請書 * 教育委員会学務課(月~金)にあります。 * 市ホームページからダウンロードも可能です。 * 「国・県立用」の申請書にご記入ください。	
添付書類 (該当する方のみ添付してください)	令和8年度(令和7年分)所得証明書(コピー可) ※令和8年1月1日に上尾市在住の方は不要。 ※令和8年1月1日に住民登録のあった市町村で取得。 ※発行時期は令和8年6月頃のため、先に申請書等を提出し、所得証明書は取得次第、提出してください。	令和8年1月2日以降 上尾市に転入した方
	住居の賃貸借契約書のコピーまたは契約証明書 ※①住居の所在地 ②契約者 ③契約期間(令和8年4月1日~令和9年3月31日を含むもの) ④家賃額が明記されている箇所が必要です。	賃貸住宅等に住み、家賃を負担している方
	次の内容が確認できる書類のコピー (ア) 児童扶養手当の受給 (イ) 国民年金保険料の免除または減免 (ウ) 生活福祉資金貸付の決定 (エ) 生活保護の停止又は廃止 (オ) 固定資産税または個人事業税の減免 (カ) 国民健康保険税の減免または徴収猶予 (キ) 市民税の非課税(障害者・未成年者・寡婦・寡夫によるもの)または減免	前年度または今年度に該当がある方 (1種類のみで可)

申込期限 令和8年4月8日(水)
※ 添付書類が揃わない場合でも、4月末までには申請してください。
※ **申込期限後も、随時受け付けていますが、申請が遅れると支給額が減額になります。**

○注意事項

- * 審査結果は、認定・不認定に関わらず、申請者全員にお知らせします。(申込期限後の申請の場合、お知らせが遅れますのでご了承ください。)
- * 所得に基づいて審査を行うため、所得の有無に関わらず、申告をお願いします。(申告は市民税課または税務署で受付)
- * 認定後、婚姻、転居等により、世帯状況が変わった場合、再申請が必要になります。
- * 資格を失った場合、受け取りすぎた分をさかのぼって返金していただくことがあります。
- * 詳細については、学務課までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》
上尾市教育委員会 学務課 就学担当 ☎(048)775-9604 直通